新国立劇場

組立場作業灯LED化工事

仕様書

1. 概要

1.1　名　称　　新国立劇場組立場作業灯LED化工事

1.2 施工場所　　東京都渋谷区本町1－1－1（新国立劇場構内）

1.3 施工種目

新国立劇場の各劇場と搬入口(トラックヤード)の中間に位置する組立場は、搬入口から搬入された装置等の荷捌きや大道具の組立、美術小道具の直しや背景幕等の色変更等を行う自由度の高いオープンスペースである。
この組立場の作業灯の経年劣化が著しく、発火や器具の落下による人身事故のおそれがあるので、安全でより良い作業環境を実現し、省エネルギー化を図るために、作業灯をLED化する工事を実施する。

⑴組立場作業灯交換工事
・作業を安全に行える照度を備えた調光可能な白色LED器具への交換工事。
・背景幕の色塗り作業など舞台照明と同じ電球色の光を必要とする作業が行えるよう電球色の調光可能なLED器具への交換工事

⑵道具搬送路1・道具搬送路2の作業灯交換工事
・道具搬送路1（AリフトからBリフトまでの導線上）において安全に作業及び通行が行える照度を備えたLED器具への交換工事。
・道具搬送路2（中劇場奥側搬入動線上）において安全に作業及び通行が行える照度を備えたLED器具への交換工事。

※本件整備工事に係る性能、機能及び技術的要件は詳細は「特記仕様書」による。

1.4 着工時期　　平成25年　月　日

1.5 完成時期　　平成25年8月20日

1.6請負代金の支払　この工事の請負代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。） 新国立劇場・おきなわ部管理課 （以下「管理課」という。） による工事竣工検査後、請求書類が届いた日より40日以内に、振興会総務企画部経理課より支払うものとする。

2. 一般事項

2.1 共通仕様　　図面及び特記仕様書に記載のない事項については、次の基準、規格を適用すること。これらに記載のない事項は管理課の承諾を得て、製作するメーカーの標準仕様によることができる。

文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第1号の工事請負契約基準、仕様書、機能仕様書を適用する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編」「公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編」（平成22年版）、現行JIS/JEC/JEM電気設備基準を適用する。

2.2 特記仕様　　1）機材等
使用する機材は設計図書によるほか、特記仕様書と同等品又は同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、管理課の承諾を得ること。

2）完成図書
　完成図、日本語版取扱説明書をA4版に製本し、各3部提出すること。

3）官公署その他への手続き
　必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。

4）権利の帰属等
　本件の目的物及び設計図書文書等の所有権等、一切の権利は振興会に帰属するものとする。ただし、本契約の前より権利を保有していた等の明確な理由があるものは受注者に帰属し続けるものとする。

5）秘密保持の責任
　受注者は、本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、本契約の下で知り得た秘密その他業務上の秘密情報のいかなるものについても、本契約の目的物に関する情報について秘密を遵守するものとし、かつかかる情報を第三者に開示してはならないものとする。

2.3 特記事項

1） 自社製品で要求要件を満たせない場合は、他社製品の使用も可とする。

2） 当工事は組立場(各劇場の共通エリア)で行うという性質上、作業範囲を限定しながら部分的に工事を行う必要がある。施工に当たり施工場所を専有せずに安全かつ効率よく行う方法について提案書類を提出すること(様式任意)。

3） 組立場では舞台装置の組立て及び塗装などを行うため、設置施工に際して演色を確保するための要求に対応できること。

4） 搬入、据付、配線、調整は竣工期限までに完了し、それらが正常に動作することの確認を得ること。なお、作業日程は、管理課と別途協議すること。

5） 設置場所は、管理課の指示に従うこと。

6） 作業に必要な電源は、管理課の指示する電源盤及びコンセントを使用すること。

7） 既設設備を撤去し、発生した廃棄物は請負者の責任において処理すること。

8） 運用時間として24時間以上連続して使用できる精度を 持ち、耐久性及び安定性のあるシステムであること。

9） 操作方法、取り扱いについて、講習会等の場を設け指導すること。この詳細は、管理課と別途協議すること。

10） 操作上の誤動作防止のための配慮がなされていること。

11） 当該機器に対し1年間の保証期間を設けること。保証期間内において、明らかに利用者側の原因によると判断される以外の故障、異常については、無償で修理を行うこと。

12） 今回の調達に伴うシステム及び機器に故障が発生した場合、速やかに対応ができること。

13） 施工する際は、日程及び搬入車両について、事前に申し入れをすること。公演機材の搬入出に支障を来さないように配慮すること。

3. その他

以上は、概要を示したものであるから、実際にあたっての詳細及びその他不明点については、管理課と協議の上、指示に従うこと。